

災害は、風水害、干害、冷害、地震災害等が主なものである。

記録によれば藩政時代には、三原郷内では人畜の死傷する災害は少なく、豪雨による山地の崩壊や河川護岸の破損等がくり返されてきたようである。

一 寛延の冷害と水害

三原郷の大庄屋が郡代へ差し出した記録によると、寛延三年春の冷害により柚ノ木村、宮ノ川村では麦作が皆無の状況であったとある。

また、同年四月には洪水による被害も発生して、郷内で農地約一〇ヘクタール、井堰二五か所等の損害の記録もある。

二 安永の大洪水

安永八年七月の大雨に洪水によって、芳井村の藤ヶ駄場用水取水堰が流出した記録はあるが、詳しい記述はない。

三 天明の災害

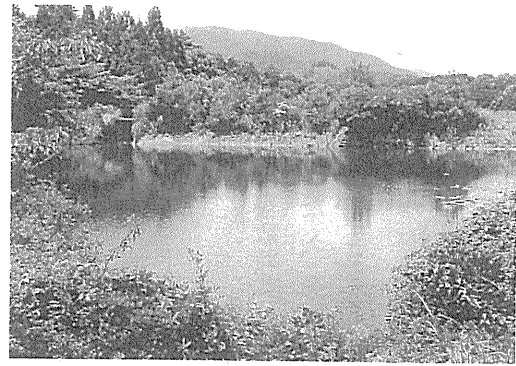
天明元年（一七八一）～二年にかけ、春から夏にかけ長雨がつづき水害と不作により、ついに奉行所に御救米を願すくいまいい出る状況となり、年貢米は分納を許されたが、水害に次ぐ凶作のため米麦は高騰して、宿毛郷で米一升八八文、麦一升五五文にもなったと「大庄屋日記」にある。

また、大洪水の記録として芳井村小八木文書によると、芳井村の被害も大きく生城大庄屋から検分を頼み、破損処見分積り役人矢野川茂兵衛らによる詮議の結果、流失した稲束を米に換算して三石（一石は約一五〇キログラム）一斗九升八合七勺として、その六〇パーセントを三か年賦により分

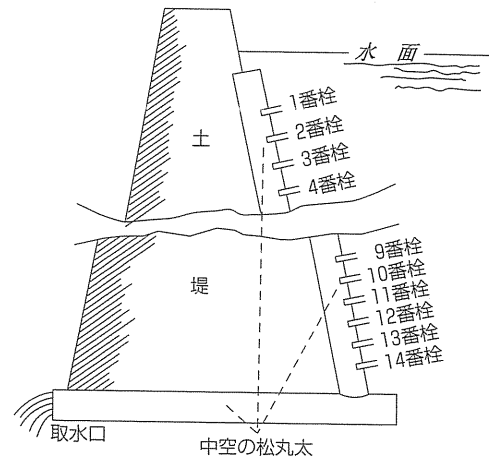
納することを認められた、とある。

四 安政の旱害と対策

安政六年（一八五九）宮ノ川村に大旱ばつがあり、五〇日以上の日照りのため、にわかには井戸を掘るなど応急策を講じたが、田方用水の不足は補えず、被害甚大で、百姓は困りはてた。



昔の面影を残す奥づけ池（水門を望む）
老朽したため昭和58年度に修復した



奥づけ池の取水断面図

古くから宮ノ川、袖ノ木の両村は、水不足の土地柄で用水の配分については古い慣習があり、配分方法が示されていたものと思われる。

こうした用水不足を解消するため恒久対策としてたぬ池を構築して利水を確保した。宮ノ川部落に残っている、奥づけ池、下づけ池等は現在でも貴重な遺産として守り継がれている。

また、ため池のほかに田の畦あぜや川添いの空地に掘井戸を作り汲み上げ、補助水として使用していた。

宮ノ川部落に保存の「田方用水賦定書」には、ため池と谷水、川水の使用について細かく規制され、昭和初期ごろまで続いていた。

かったとのことである。

第二節 明治時代以降

一 明治一九年の風水害

明治一九年（一八八六）八月二〇日の暴風雨はひどく、強風で立木は倒し尽くされ、住家の全半壊も多かったと旧史編纂委員生城重龍が幼少時代の記憶を述べている。

また、降雨も激しく、山崩れも多く発生し、田畑堤防の欠壊も甚大であった。

農作物も凶作で「山野草を食べ尽した」といわれるほどで宮ノ川村では、県知事に対して種も粉料の申請や地租貸与金返納の願出記録が残されている。

二 明治三三年の洪水

稀有の洪水で、大きな被害のあったことは事実であるが、記録がなく詳細不明である。

田地の荒廃と堤防の欠壊が主で農作物の被害は少な

三 大正九年の大災害

大正九年（一九二〇）八月一五日、一六日の両日に高知県南西域は集中豪雨により大洪水が発生し、三原村は有史以来の大災害を受けた。

「高知県災害誌」によると、「死者一八六人、負傷者三一人、家屋全壊三一〇戸、同半壊三四一戸、同流失一八五戸、堤防欠壊二八ヶ所、橋梁流失三五ヶ所」とあり、このうちの九〇パーセント以上を幡多地域の町村で占めており、村内の死者は一九人であり、皆尾一人、下切五人、広野三人（うち二人は土佐清水市下川口の人）であった。

この豪雨災害による死者は一九人で、そのうち皆尾部落内の死者は全体の半数をこえる一人であった。

死者が出たのは四家族で、市原兼馬の家一人、市原すな愿の先祖二人、武内長太郎の家三人、家族五人が犠牲となった市原慶太郎（継子たより達由）の家では祖母と父

母、弟と妹が亡くなったと慶太郎が昭和一〇年当時
自分の生い立ちを記載した文書が保存されており、自
宅の被災状況を抜すいたものである。
一人の死者は、すべて裏山の崩壊により土砂で押

し流されたようである。
市原慶太郎は当時二三歳で、徴兵により高知市朝倉
に奉職中であつたため、休暇を貰つて帰郷し、その惨
状に驚いたと記している。

災害寄附金支出予算の内訳

金額	配分の方法等
円 銭 1,178.00	死亡家族へ1人につき62円(19人分)
2,220.00	家屋の流失者へ 家屋の全壊者へ
476.65	家屋の半壊者へ
375.00	重傷者へ1人につき25円(15人分)
72.00	牛馬の斃死1頭につき12円(6頭)
503.20	種籾料127.6ha 荒地免租地へ10aに つき約40銭
1,271.02	農耕機具料 3年以上の荒地免租地へ
697.55	村災害歩合に対する配当
431.63	災害査定官接待費及び米運搬費その他
円 銭 計 7,225.05	

大正九年の大災害から数えて八〇年、この間
に幾多の風水害に見舞われたが、幸いに一人の
犠牲者が出ることもなく今日に及んでいる。
この大災害に対して各方面から救援寄附が寄
せられ幡多郡長からの配分金七一八二円四〇
銭、在郷軍人三原分会から二〇円、三崎村(現
在土佐清水市)天理教会から五円、下川口村
(現在土佐清水市)の沖喜代馬から五円、神戸
市の鈴木商店(現在の神戸製鋼所)から外国産
米二三石一斗(三四五五キロ)、外国産米の空
袋売却代二円六五銭、計七二二五円五銭を上表
のとおり、予算措置を経て配分された。
その他高知県からは罹災者救護費として、幡
多郡町村中最高額の一二五二円八〇銭が交付さ

れた。

また、三原村は特殊積立金の中から一四二円九銭を
支出し、これらの金品を罹災者へ配分した。

(参考 同年の村長の俸給年額二五〇円)

このほか村は、罹災者の失業対策として一万二二
〇円を高知県から無利子で借り、これを資金として国
有林立木四万石(一万一、一三二立方メートル)を買
い受け村の直営で歩合制により失業者に製炭させた。
この四万石は、災害対策用としては郡内町村中最高
の数量で、買取り価格は一石当たり三五銭で一万四〇
〇〇円であった。

以上のような応急対策とともに、村吏員の給料の減
額、学級編成替えによる教育費の節減、村農会への補
助の停止、村道皆尾線改修工事の延期、村の基本財産
の蓄積停止、村有林立木売払いによる一般村費の支弁
等により、支出の抑制と村税の負担軽減に努めること
としたという。

災害翌年の大正一〇年三月二六日の村会の冒頭、岡

本村長は災害に関する件について次のとおり事務報告
を行っている。

事務報告書

大正十年三月二十六日

我村民何ノ罪カアル、嗚呼天何ゾ我郷土ニ禍ス
ルノ甚シキヤ、茲ニ大正九年度ノ事務報告ヲナサ
ントスルニ当リ、奮徒ラニ浩歎ヲ増スノミニシテ
遂ニ筆舌ノ能クスルニ処ニアラザルヲ知ル、如何
トナレバ大正九年度ノ事務報告ハ直チニ我村破滅
ノ哀史ニシテ人生ノ最大悲劇ナレバナリ。

昨年八月十五日、同十六日ノ洪水ハ実ニ我村ヲ
破壊シ盡シテ、一夜ニシテ数十有年ノ昔ニ退歩セ
シメス。況ンヤ哀哭ノ声野ニ滿チテ慘澹タル悲惨
事ハ至ル所演ゼラレンヲヤ、今其惨害ノ主ナルモ
ノヲ記サンカ。

昨年八月十五日午後三時頃ヨリ南方ノ雲黒ク起
リテ降雨アリ、忽チニシテ大雨盆ヲ覆サガ如ク到
リ、雷鳴連リニ起リテ午後五時ニ至レバ已ニ山嶽

崩壊シテ洪水氾濫シ、一望泥海ト化シテ橋梁流失シ、道路ヲ欠潰シ堤防ヲ破壊シ田畑ヲ流失埋没シ降雨益々劇シクシテ人家ヲ流失破壊シ或ハ埋没シ、翌早朝ニ至リテ雨漸ク止ム、而シテ十五日午後十二時頃ヨリ十六日午前二時頃ニ至ル間、出水、尤モ盛ナリシガ如ク多クノ悲惨事モ亦尤モ多ク此間ニ演ゼラレンガ如シ、或ハ覆盆ノ雨聾耳ノ雷鳴中僅カニ雷光ニヨリ山崩レヲ辿リテ悲鳴ヲ挙グル父母、妻子ヲ尋ヌルモノアリ。家ト共ニ摧ケテ即死シタル父母アリ、親子三人相擁シテ家ト共ニ流レテ行方ヲ知ラザルモノアリ、愛児ヲ負ヒテ逃レントシテ半身ヲ崩土ニ没シテ悶死セル母子アリ、手足ヲ失ヒテ傷死セル夫アリ、一家ヲ挙ゲテ横死ヲ遂ゲタルモノアリ、家財ヲ失ヒテ身ヲ以テ逃レタルモノアリ、暗中途ヲ失ヒ進退谷マリテ一夜ヲ雷雨ニ叩カレタルモノアリ、恩愛ノ肉親ヲ失ヒテ独リ傷痕ニ呻吟スルモノアリ、然ラザルモノモ亦食フニ食ナク着スルニ衣ナク、住ムニ家ナ

ク、稼グニ職ナク、軌クニ道ナク、耕スニ土地ナシ、嗚呼呪ハレタル我村ハ禍ナルカナ、人生ノ悲惨事何物カ之レニ過グルモノアラシヤ。

而シテ其結果ヲ調ブルニ

死者 十九名

負傷者 十五名

牛馬ノ死 四頭 流失二頭

住家ノ流失十三戸、埋没破壊シタルモノ六十

戸、半潰ノモノ八十戸、浸水家屋百戸

非住家ノ全潰百戸、半潰三十戸、流失三十

戸、浸水四百戸。

山林ノ崩壊シタルモノ約一万ヶ所、田畑ノ流

失埋没シタルモノ百四町五反歩中、十年以

上ノ荒地免租地六十六町九反歩、畑地ノ荒廢

シタルモノ十三町歩余。

其他到ル処道路ハ流失埋没シ堤防ハ決潰流失シ一

望荒原連続シテ容易ニ復旧スベカラザルヲ思ハシ

ム。

其飢餓ニ頻シタルガ如キモノノ救助ニ至リテハ

緊急ノ策トシテ特殊ノ積立金百四十二円九錢ヲ各

部落ニ分配シ罹災者救助ヲ申請シテ本郡ノ第一位

一千二百五十二円八十錢ヲ分配シタリ、其他鈴木

商店ヨリ寄附セラレタル外国ノ米二十三石一斗、

村内在郷軍人分会ヨリ寄附セラレタルモノ二十

円、沖喜代馬氏ヨリ寄附セラレタルモノ五円、三

崎天理教会ヨリ寄附セラレタルモノ五円、各方面

ノ特志者ヨリノ寄附金ニシテ郡長ヨリ配当セラレ

タルモノ本郡中第二位、其額五千七百二円五十錢

ヲ適宜分配シテ救助ノ目的ヲ遂行シツツアリ、目

下払下ヲ為シ得タル国有林上木約四万石モ亦本村

失業者ノ救済ニ充テントスルモノニシテ其石数全

郡中ノ第一位ニ在リ。

而シテ一方村資力ノ減少ニヨル負担ノ軽減ニ至

リテハ或ハ村吏員ノ給料ヲ減額シ学級ノ編成ヲ変

更シテ教育費ヲ節減シ、村農會補助金ヲ停止シ、

村里道皆尾線ノ改修ヲ延期シ或ハ基本財産ノ蓄積

ヲ停止シテ村有林ノ売払代金ヲ一般村費ノ支弁ニ充ツル等、専ラ戸数割負担ノ軽減ニ勉メタリ。

而シテ災害復旧ノ事ニ関シテハ上ハ県知事郡長

ヨリ下ハ村吏員、区長ニ至ルマデ皆心ヲ一ニシテ

不眠不休ノ活動ヲナシ全力ヲ之レニ傾注シツツア

リト雖モ未ダ事功ヲ挙グルニ至ラザルハ遺憾トス

ルモノナリ。

今其概要ヲ摘記センカ、堤防ノ新設復旧ノ補助

ヲ出願シタルモノ七十餘ヶ所工費額約三十二万円

中査定ケ所約六十ヶ所工費額十一万五千百二円、

耕地整理ノ補助ヲ出願シタルモノ約十ヶ所、其他

復旧低利資金ノ借入ヲ申請シタルモノ約六十万円

ニ及ベリ。

如斯ハ皆朝野同情ノ賜ニシテ本職ノ感激惜ク能ハ

ザル処、我村民モ亦牢記シテ忘恩ノ民タルベカラ

ザルナリ、嗚呼我村ハ如斯破壊セラレタリ我郷土

ハ特ニ破滅ニ頻セントシツツアリ、我村民ハ今將

ニ何ヲ以テ此非常時ニ対セントスルカ空シク委縮

シテ風雨ニ暴露セントスルカ。
 三原ノ地僻陋ニ位スト雖モ元是我ノ祖先墳墓ノ
 地ニシテ吾人村民生育ノ樂土ニアラザルカ、之レ
 ガ復旧開拓ノ責務ハ一ニ係リテ吾人村民ノ雙肩ニ
 下レルニアラザルカ、サラバ立テ、立チテ村民ト
 共ニ愛郷ノ赤誠ヲ盡サンカナ。

平成七年一月一七日の阪神淡路大震災は、神戸市を中心
 に死者六〇〇〇人を超える大惨事であった。

三原村は、大正九年の大災害において神戸市の鈴木
 商店から多額の支援をいただいていたため、三原村と
 してはその恩返しとして神戸市に対し五〇万円と「鈴
 木商店」（現在の神戸製鋼所（本社神戸市））に白米四
 トンを二台のトラックに積み、三月末送り届けたので
 あった。

災害復旧事業は、災害が広範囲にわたり、かつ激甚
 であったため最も苦心を要した。

復旧事業を大別すると、堤防護岸と道路橋梁の復
 旧、耕地と家屋の復旧であったが、資金の調達及び工
 事の施工方法について、政治的にも行政面にも幾多の
 困難な問題が介在しており、事務処理は煩雑を極めた
 のであった。

資金調達では、補助金の交付と低利資金の借入れで
 あったという。

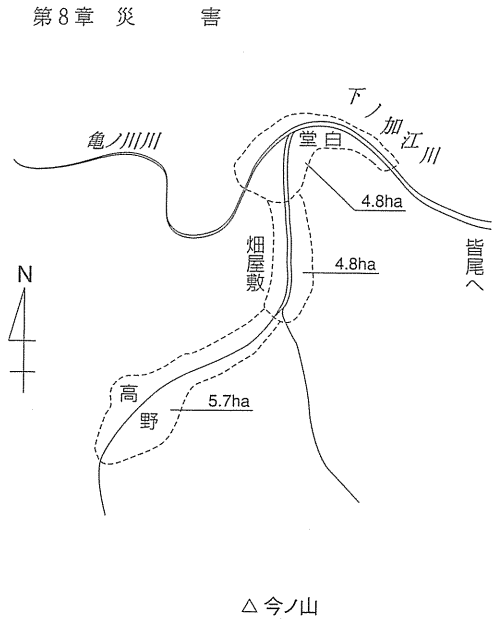
護岸の欠壊箇所中、県費補助により復旧するもの七
 〇か所、工費三二万円に対し、補助申請を行ったが県
 の査定により、このうち六〇か所、工費額一―万五―
 〇〇円が認められ、不足分は低利借入資金によって補
 われ、この資金は、五か年の年賦償還で処理された。

補助工事の対象となった護岸は関係耕地も広く、関
 係者も多数に及び、特に全体の三分の一が広野部落で
 占められて被害の大きさがうかがえる。

復旧工事の施工方法については、当初地元請負とす
 る構想であったところへ、京都、大阪市等から請負業
 者が相次いで来村し、工事契約保証金一割を五分に改

正して契約交渉が行われたが、実現に至らず結局は地
 元請負の方法となり、大正一―年度に着手したが、測
 量設計等に手間どり、進捗が遅れた。

災害箇所のうち県費補助の対象とならなかった小規
 模のものは「補助外堤防」という特殊な処理方法を考
 案して復旧工事を施すこととなった。



△今ノ山
 広野部落の復旧工事請負区域略図

復旧に要する資金は、低利資金の借入れと地元受益
 者の労力提供によって賄われたが、施工は村直営と
 し、関係地元民が日雇労働に当たったのであった。
 村全域に及ぶ補助外堤防復旧費については、村起債
 台帳に大正一―年二月二〇日認可「災害土木復旧費」
 として、二二万八四〇〇円、償還期限大正三六年（昭
 和二二年）の借入記録があり、既に完済されている。

個人の田畑家屋の復旧

個人災害といわれたのは、前記の公共施設である堤
 防護岸以外のもので、「田・畑・家屋」の災害であり、
 復旧責任がすべて個人に帰属するものである。

しかし、一望荒野となった田・畑を、とにかく翌年
 の作付けに間に合うように復旧することは容易なこと
 ではなく、大きな打撃を受けた村民にとって、自力を
 もってこれを完全復旧をなし遂げる者はなく、村当局
 はその対策に苦慮し、県の指導監督のもとに「三原村
 個人災害復旧組合」を設立し、村長自ら組合長に就任

し、すべての事務は収入役などがその処理に当たった。

復旧資金は、補助金を申請したが許可されず、やむなく低利の借入金と自己負担により賄うこととした。

まず村が県（政府資金）から借り入れてこれを組合

へ転貸し、組合は更に組合員に貸し付ける方法がとられ、組合員は田地を担保とし、連帯保証人をつけ三原村に差し入れ復旧工事が行われた。

低利借入金資金は、大正一一年度から同一三年度にかけて計八万三二〇六円となっているが、この額は村が

県から借り入れた総額の六〇パーセントで、四〇パーセントは償還元利資金に当てるため積み立てたといわれている。

復旧資金は、土地分七万九五三七円、家屋分として三六六九円が使われている。

借入金資金の償還は、大正一五年度から一五か年間の元利均等年賦返済であったが、関東大震災の後遺症と昭和初期の緊縮政策等で未曾有の不況

個人災害のうち、田・畑復旧資金借入表

部 落 名	借 入 者 数	復 旧 面 積	借 入 金 額
下 切	19人	12.8ha	13,059円
亀 野	16	18.9	16,844
広 野	10	5.0	4,195
柚 木	18	6.5	6,005
宮 野	15	6.5	5,926
来 栖	6	3.3	2,453
皆 尾	9	2.6	2,334
芳 井	5	2.7	4,513
下 長	20	15.4	11,970
上 谷	14	11.8	8,030
狼 内	14	4.7	2,846
成 山	3	1.6	1,362
合 計	149人	91.8ha	79,537円

復旧に要した工事費は、113,630円で当時の村長の年俸が300円であった（378年分）現在に換算すると約30億円を超える。

家屋災害復旧資金借入表

部 落 名	借 入 者 数	金 額	部 落 名	借 入 者 数	金 額
下 切	2人	333円	下長谷	3	260円
広 野	2	332	計	9人	1,258円
皆 尾	2	333			

昭和一二年九月の水害は、人畜には被害は及ばなかったが、村内全域にわたり護岸、井せきの欠壊等の災害を受けた。

被害状況と復旧工事費

水 路	区 分		耕地面積	工事費
	護 岸	分		
一九〇m	三一〇m		一三・〇ha	二、七七七円
一八・五ha				八四〇円

時代に加え、村は災害の傷あと生々しい時で、所定通りの償還不可能な状況にあったため、村当局は、転貸資金の借り替え策として、県から「農村及び中小商工業関係資金」を数次にわたって借り入れ、昭和七年度までの未償還金、昭和八年度〜同一〇年度以降の償還資金としたものである。

こうした折、昭和一〇年九月高知県から償還期限を一五年間延長し、昭和二九年度までとする旨の朗報が届き、昭和三〇年二月二〇日返済が完了となった。

四 昭和一二年の洪水災害

この年は、県の晩稲作付指導で七月二〇日以後の植付けとなり、植付直後から旱天がつづき植付不能地も多く、作付地も収量は五〇パーセント程度で供出割当はおろか保有米（自家用）にもこと欠く状況であったという。

五 昭和一九年の大旱害

計	井せき	橋 梁
二四か所	七か所	一か所
六八・八ha	二五・三ha	一二・〇ha
六、四四〇円	二、三四一円	四八二円

六 昭和四五年の台風一〇号

昭和四五年（一九七〇）の台風一〇号は、八月二一日午前、幡多郡佐賀町附近を通過、昭和九年の室戸台風につぐもので、四国、中国地方を暴風雨圏に巻き込み、早朝から猛烈な風雨が吹き荒れ、家屋の破損や床上浸水が相次いだ。

村は、同日午前五時五〇分、災害対策本部を設置して警戒体制で対応した。一時間当たりの最大雨量六〇ミリ、総雨量二七三ミリを記録したが、幸い人畜への被害はなかった。

農作物、公共土木施設等の災害状況は、次のとおりであった。

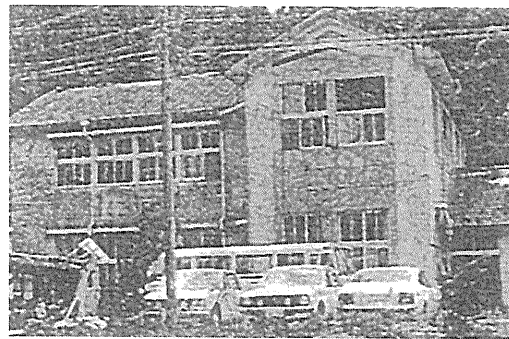
農業・林業施設関係	一四二九万円
公共土木等施設関係	二五九七万円
農作物被害	七七五六万円
林産物被害	一三九〇万円
商工関係・その他	三一八三万円
合計	一億六三五五万円

七 昭和五〇年の暴風雨災害

昭和五〇年八月一七日未明、土佐沖を北上した台風五号は、四国西南部と九州東部を暴風雨圏に巻き込みながら宿毛市

災害援護資金借入状況

借入者数	175人
借入総額	72,660千円
借入最高額	1,000千円
借入最低額	100千円
償還期間	10年(うち3年据置)
利率	年3%
昭和50年10月借入れ	



傾いた旧役場庁舎

発生 昭和50年 8月17日午前8時30分 日雨量467mm
 8月16日午前1時50分 対策本部設置
 午前6時 第2配備
 午前7時 第3配備
 午後3時25分 災害救助法が適用される。

附近に上陸し、北上をつづけ周防灘から日本海方面に抜ける最悪のコースで、直撃をうけた高知県中西部は多数の死傷者を出し、家屋や農産物の被害は昭和年代では未曾有のものであった。

三原村では、午前九時ごろが風雨が強まり、強風で役場庁舎は全滅の状況となり、隣接の中央公民館を仮役場としたのであった。幸い死者はなく三人が軽傷を



改築した現庁舎

被害内訳表 (千円)

事項	数	量	被害額
負傷者	3名		
私有建物	住家	全壊 54 半壊 81 一部壊 805	776,900
	非住家	全壊 93 半壊 268 一部壊 359	
公立文教施設	学校、公民館	教育住宅	49,800
農林業施設	治山、林道、農道	水路	239,319
公共土木施設	河川	道路	290,190
その他の施設	役場、診療所	バスセンター他	106,950
農産物	米	畑作	298,290
林産物	植	林	1,200,000
商工業	施設	商品	173,670
その他	がけくずれ外		9,950
計			3,135,069

負った。農協・森林組合の事務所も全壊となったほか一般の住家の全半壊一三五棟、農林業、公共土木施設の被災、特に杉松の植林木が倒れ、三〇〇ヘクターの水稲が冠水と倒伏の被害が大きかった。

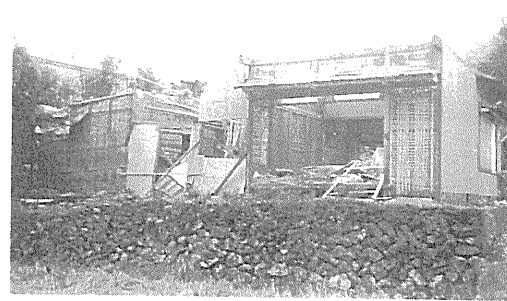
この災害により村は災害救助法の適用を受け、日本赤十字社等から毛布、日用雑貨品の配布を受け、職員

が罹災者に届けた。

また、住家を失った人へのプレハブ住宅の貸与と、住居の修復に要する災害援護資金を借り入れ、これを貸し付け復旧に当たった。



冠水した水田と倒伏した水稲（皆尾）



全壊した家屋（柚ノ木）



洪水となって流れる下ノ加江川（皆尾）



（宮ノ川）助田



かん没した県道（下切）



無残に強風の被害にあった松林



八 平成一三年の豪雨

九月六日の未明から午前中にかけて、高知県西南地域は秋雨前線に伴う集中豪雨に見舞われた。

特に今の山山系の南西域では、時間最大雨量は一〇〇ミリをこえ、総雨量は八〇〇ミリをこえたと推測されている。

土佐清水市では、宗呂川、貝ノ川川、益野川、大月町内では周防形川、宿毛市の福良川の流域での雨量が多く被害も甚大であった。

これらの河川の上流域では、山腹崩壊が各所で発生し、多量の立木と土砂が押し流され、下流域では護岸や橋梁が欠壊して孤立する集落が相い次いだ。

下川口郷や浦地区と貝ノ川、大月町周防形地区では洪水が満潮と重なり、住家の天井近くまで浸水したものが六〇〇世帯を超えたといわれる。

幸い夜明けに近かったため避難が容易だったので死者はなく、負傷者もごく僅かであったことが不幸中の

幸いであった。これらの救出には陸上自衛隊の出勤を要請して避難者の救助に当たった。

壊滅的な被害の復旧には数百億円を要するものと推測され、地域住民が立ち直るには数年もかかり高齢者は途方にくれている。

村内では、広野、亀ノ川、下切の三集落の雨量が七〇〇ミリを超えたといわれ、下長谷の土屋橋附近では下ノ加江川の水位が村道皆尾線をこえて久繁の民家へ流れ込んだことからして、大正九年の豪雨に匹敵するものであったことが想像される。

西部地区では県道の欠壊や河川の護岸流失、山腹の崩壊なども多く、これらの復旧には激しん地としての指定を受けることとなった。

幸いに三原村内では一部に床下浸水はあったが、避難する状況には至らず、九月八日から土佐清水市と大月町の被災地へ救援ボランティアとして延べ約三〇〇人が奉仕活動に出役した。

また、村民各世帯から災害義援金を募るなど被災地